宿泊約款

【適用範囲】

- 第1条 この約款は2020年4月1日施行の民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2. 当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【宿泊契約の申込み】

- **第2条** 当館に宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名及び宿泊人数
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金
 - (4) a. 申込者名及びその連絡先b. 宿泊料金の支払者及びその連絡先
 - (5) その他当館が必要と認める事項
- 2. 宿泊客が宿泊中に前項2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

- **第3条** 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。 ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の宿泊料金を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する期日までにお支払いいただく場合がございます。
- 3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

【申込金の支払いを要しないこととする特約】

- **第4条** 前条第2項の規定にかかわらず、当館は契約成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2. 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特

約に応じたものとして取り扱います。

【宿泊契約締結の拒否】

- **第5条** 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
 - (2) 満室その他客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする方が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
 - (4) 宿泊しようとする方が、伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊しようとする方が以下のいずれかに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、または関係者その他反社会的勢力。
 - ロ 暴力団、または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体。
 - ハ 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- (6)宿泊しようとする方が宿泊施設、若しくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、 恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求した とき、またはかつて同様な行為を当館、若しくは他の施設で行ったと認められると き。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 宿泊しようとする方が泥酔等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあるとき、及び宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(都道府区県の規定に基づく)

【宿泊客の契約解除権】

- **第6条** 宿泊客は、当館に申し出て宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当館は宿泊客がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

【当館の契約解除権】

- **第7条** 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

- (2)宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。若しくは、そのほか感染により罹患するおそれのある疾病にかかっているとき。
 - (3) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (4) 宿泊客が泥酔などにより、他の宿泊客に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (5) 宿泊客が当館が定める利用規則に従わないとき。
 - (6) 宿泊客が次のいずれかに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、または関係者、その他、反社会的勢力
 - ロ 暴力団、暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体。
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- (7)宿泊客が宿泊施設、若しくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威 圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、また はかつて同様な行為を当館、若しくは他の施設で行ったことが判明したとき。
- 2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

【宿泊の登録】

- **第8条** 宿泊客は宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を確認させていただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、住所及び連絡先。
- (2)日本国内に住所を持たない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入 国年月日(パスポートのコピー)。
- (3) 出発日及び出発予定時間。
- (4) その他、当館が必要と認める事項。
- 2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを宿泊券等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の確認時にそれらを提示していただきます。

【客室の使用時間】

- 第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、15時00分から10時30分です。 【利用規則の遵守】
- 第10条 宿泊客は当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。 【料金の支払い】
- 第 11 条 宿泊料金の支払いは通貨又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等、 これに代わり得る方法により宿泊客の到着若しくは出発の際又は当館が請求したと き、フロントにおいて行っていただきます。
- 2. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

【当館の責任】

第12条 当館は宿泊契約及びこれに関する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館

の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

- **第13条** 当館は宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、 できる限りの同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2. 当館は前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき理由がないときは補償料を支払いません。

【寄託物等の取扱い】

- 第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は、現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は10万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2. 宿泊客が当館にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当館はその損害を賠償します。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

- **第15条** 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に 当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
- 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れていた場合においては、発見した日を含め7日間当館に保管し、その後、最寄りの警察署へ届けます。ただし、軽微なもの(日常生活品等)やお客様が所有権を放棄したと合理的に認められるもの等については、当館の判断により適宜の処分をさせていただくことがあります。
- 3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

【駐車場の責任】

第16条 宿泊客が当館の駐車場又は契約駐車場をご利用になる場合、車両のキーの 寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任 まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当館の故意又は過失 によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

【宿泊客の責任】

第17条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当

館に対し、その損害を賠償していただきます。

【個人情報】

第18条 当館ではお客様から提供される個人情報について、当館のプライバシーポリシーに則り適切に取扱いします。

【約款の変更】

- 第19条 本約款は民法に定める定型約款に該当し、宿泊客の一般の利益に適合する場合には、民法の規定に基づいて本約款の各条項を変更します。
- 2. 本約款が変更された場合には、変更後の規定の内容をWebサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から変更後の内容が適用されるものとします。